

令和6年度社会人交流事業実施委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領

1 提出書類

- 【紙】企画提案書 10部(正本1部、副本9部)
- 【データ】1部(製本のPDF データを格納した記録媒体)

2 提出方法

次のアまたは、ア及びイの方法により提出してください。

ア 持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

下記4の担当に直接渡すこと。不在の場合は子育て支援課の職員に直接手渡すこと。

イ 電子申請(PDF データのみ)

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9588

3 提出期限

令和6年5月10日(金)17時15分必着

※この期限までに必要書類の全ての提出がないものは、受付することができませんのでご注意ください。

4 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県子ども・福祉政策部 子育て支援課 TEL 088-823-9640

担当: 田内、中平

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します(ただし、直接持参いただいた場合を除く。)

6 企画提案のポイント

(1) 事業の目的

人との出会いや交流の機会が減少している若い世代に対し、興味関心に応じて集い、ライフプランも学べるハードルの低い出会いの機会として、マッチングのないイベントを開催し、若い世代の交流の活性化を図ることとしています。

(2) 事業内容

イベント開催であり、詳細内容は、別記(業務内容)のとおりとします。

なお、業務内容については、受託者決定後にプロポーザル審査での審査委員意見等を踏まえた条件を追加するなど、県と委託業者との協議により、決定します。よって、企画提案の中で調整が必要なもの(イベント内容等)は、委託内容が決定するまで確約しないでください。

7 企画提案書の内容

(1) 様式

A4の用紙を使用し、表紙及び経費見積書を含めて25ページ以内にまとめてください。

(2) 表紙

企画書提案事業所名、代表者名、所在地、担当者名、電話、FAX番号及び電子メールアドレスを記載してください。 ※押印不要

(3) 必須記載事項

① 基本的な考え方及び想定される効果

事業目的を踏まえ、どのようなコンセプトで本業務に取り組もうとしているか、また、企画の内容はどのような効果を想定しているか記載してください。

② 業務への取組体制

業務推進体制及び業務責任者、その他当該業務に従事する者の役割、再委託先が存在する場合は、再委託する事業の内容及び合理的な理由・必要性等について記載し、その明確な役割分担を記載してください。

③ 具体的な実施方法

「6 企画提案のポイント」を踏まえ、実施する内容(別記参照)を具体的に記載してください。

ア イベント内容

各イベント内容、開催時期、当日スケジュール、開催地域(会場)、募集人数、対象年齢、参加費、参加者同士の円滑な交流への工夫などについて提案してください。

ただし、企画提案時において、当日スケジュール、開催会場、参加費については、全てのイベントに必要なものとします。

・広報活動

「6 企画提案のポイント」を踏まえ、実施する内容を具体的に記載してください。

・当日の人員配置計画

準備、イベント、後片付けを含めた人員配置計画を記載してください。

※不測の事態に対応できる体制を整備してください。

イ その他、当該事業の経費見積限度額以内で実施できる事業の目的に沿った事業実施内容等ありましたらご提案ください。

④ 業務全体のスケジュール

委託期間全体におけるスケジュールについて記載してください。

⑤ 経費見積書

提案内容に基づき委託業務を発注した場合の参考見積額を記載してください。

※当該事業実施に関する経費は全て委託契約費の中に含めることとし、経費見積額は10,220千円までとしてください(消費税額及び地方消費税額を含む。)

※謝金(交通費は除く)は、講師1人あたり10万円以内としてください。

8 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書は1者1提案までとします。
- (2) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (3) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。
 - ① 虚偽の内容が記載されているもの
 - ② 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの
- (4) 個人情報の保護については、個人の情報・保護に関する法律及び高知県個人情報の保護に関する法律施行条例に規定する内容を遵守してください。

別記（業務内容）

1 業務の概要

- (1) 結婚を直接の目的としない、気軽に参加できるイベントの実施
- (2) (1)に合わせてライフプランセミナーの実施
- (3) 上記(1)、(2)に伴う参加者の募集
- (4) 上記(1)、(2)に伴う広報活動(作成物含む)
- (5) 上記(1)、(2)の参加者に対するアンケート調査、集計、分析

2 業務の内容

- (1) 結婚を直接の目的としない、気軽に参加できるイベントの実施

項目	内容
事業構成	<ul style="list-style-type: none">・ イベント開催の準備、参加者の募集、当日の運営など、実施運営に関する全ての業務を行うこと。・ 各イベントの最初に、結婚・妊娠・出産の将来設計がイメージできるライフプランセミナーを行う時間(30分程度)を設けること。内容は県作成の子育て支援等リーフレットをもとに実施し、県と調整のうえ、結婚・子育てを含め、ワーク・ライフ・バランスを総合的に行った内容とすること。 イベント内容により、セミナーを行う会場がない場合は、会場の確保・設営等を行うこととする。・ 各イベントの内容等について、対象者の趣味等の現状分析を行ったうえで、積極的な交流につながる効果の高いものを企画、実施すること。 また、企画内容については提案時のものを採用することとするが、委託者と協議のうえ、変更できるものとする。・ 10回のイベントのうち、2回ないし3回を連続性のあるイベントとして参加者を募集すること。また、例えば観光パスポートやスタンプカードのような仕組みにより複数回の参加を自然に促し、同じ参加者同士がその後の交流へと発展しやすい内容とすること。・ 参加者の交流をサポートするため、対人イベントを得意とし、円滑な交流を促せる人材、もしくは、マッチングサポーター、イベントファシリテーター、こうち出会いサポートセンター(以下「センター」という)職員のいずれかを配置すること。 マッチングサポーター、イベントファシリテーター、またはセンター職員を配置する場合は、センターと協議のうえで実施すること。・ イベントの内容は重ならないようにし、各回のイベントにおいて若者の趣味や関心のある内容をできるだけ網羅できるようにすること。・ 参加後に、参加者の交流をフォローする関係機関(公的なもの)の案内や活用参加を促すLINEを送付すること。 (例) ・高知市青年センターでのサークル活動 ・自治体ボランティア活動(地域の祭を含む)

	・ センターの結婚コンシェルジュにもイベントの内容や開催実績などを情報共有すること。
イベントの内容及び実施回数	10回 ア スポーツ系:スポーツ各種 イ 観賞系:星、花見、蛍、天体観測 ウ 屋外体験系:登山、デイキャンプ、ボランティア エ 室内体験系:ボードゲーム、生け花 など
参加人数	定員は各イベント 20 人から 100 人程度とし、年間 450 人以上とする。 イベントの内容により定員を定めてよい。 参加人数については、男女それぞれの定員は設けないが、双方に極端な差がないようにすること。
実施地域	高知市のみに限らず、西部・東部地域においても実施すること。 高知市、安芸市、土佐清水市、香美市、いの町の自治体が当日のイベント運営に携わる形で、イベントの実施を検討すること。
実施期間	令和6年7月1日～令和7年2月 28 日(募集期間を含む)
実施日時	休日のみに限らず、平日にも実施すること。開始時間は、対象者が参加しやすいよう、配慮すること。
対象者	高知県在住もしくは将来的に高知県での生活を希望されている 20 歳以上 39 歳以下の独身男女。ただし、イベント当日に 39 歳以下であること。 また、上記年齢内において、イベントごとに対象年齢区分を定めてよい。
会場	「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」に登録しているホテル等の会場で開催することとし、それ以外の会場で開催する場合は、「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」への加入を条件とする。
参加費	1回あたり 3,500 円以内とし、全て食事代及び飲み物代に充てること。 ただし、体験型イベントについては、体験料に充当してもよい。 また、やむを得ない理由のない当日不参加を防ぐ策を設定すること。

(2)(1)に合わせてライフプランセミナーの実施

各イベントの最初に、ライフプランセミナーを行う時間を設けること。イベント内容により、セミナーを行う会場がない場合は、会場の確保・設営等を行うこと。

また、セミナーの講師は受託者が選定・確保し、(1)事業構成の内容のセミナーを実施すること。

(3)上記(1)、(2)に伴う参加者の募集

ア 公式 LINE を作成し、参加者の募集を行うこと。

イ 定員を確保するために積極的に募集を行うこと。

(4)上記(1)、(2)に伴う広報活動(作成物含む)

ア SNS 広告を活用した広報

SNS 広告を活用した効果的な周知・広報を行うこと。

期間	令和6年7月1日～令和7年1月31日
対象年齢	高知県在住の20歳以上39歳以下の独身男女
広告表示回数	50,000回以上／一か月(令和6年7月～令和7年1月)
活用する媒体	Instagram、Youtube など ただし、委託者と協議のうえ、変更できるものとする。
媒体件数	提案のとおり。 ただし、委託者と協議のうえ、変更できるものとする。

イ 公式 LINE の開設、情報提供

期間	令和6年7月1日以降募集開始までに開設してから 令和7年2月28日まで
内容	・10回のイベントの情報発信 ・参加の申込みフォーム ・センターからの情報発信
媒体内の設定	提案のとおり。ただし、アカウントはセンターの権限にて設定し、委託事業終了後は、権限をセンターへ返還する。また、委託者と協議のうえ、変更できるものとする。

ウ ポスター等の作成及び封入配布(発送)

内容		・社会人交流事業の広報 ・公式 LINE への誘導	
規格等	サイズ	B3(ポスター)	A4(チラシ)
	その他	4色刷	
種類	1種類(初回募集開始時)		
部数	1,000枚(ポスター) 10,000枚(チラシ)		
配布時期	令和6年7月～ ※ イベントの開催時期にあわせる		
配布先・方法	センターから指定、郵送等		

エ その他、効果的な広報活動(作成物含む)

- (5) 上記(1)、(2)への参加者等に対するアンケート調査、集計、分析
事業の効果・成果を計る方法や内容で参加者へのアンケートを実施し、集計、分析を行うこと。
アンケート内容は、委託者が作成すること。

3 業務推進体制等

- (1) 企画、イベント内容に適した実施日時や期間を設定することとし、委託者の指定する期日ま

でに、準備期間を含めた各イベントまでのスケジュールやスタッフ体制を記載した業務工程表を提出すること。また、危機管理体制、事故処理体制も併せて提出すること。

- (2) イベントを安全に実施できるための施設、設備等の確保、さらに、必要な周辺環境等への配慮を行い、事故防止に万全を期すること。
- (3) 災害時、荒天時、けが人や病人が出た場合等の緊急時に対応する「運営マニュアル」を作成すること。
- (4) 万が一、法的なトラブル等が発生した場合、弁護士等に相談し、円満な解決を図ること。
- (5) 参加者に対してイベント保険に加入すること(ただし、ホテル等会場が参加者にイベント保険と同等の内容の保険をかける場合には、上乗せをする必要はない。)

4 留意事項

- (1) 全ての業務について
 - ア アルコール類を伴う飲食は提供しない(持参させない)こと。
 - イ 参加者の飲食代は、参加者から参加費として徴収すること。
 - ウ 参加者から徴収する参加費は、飲食代のみで充当すること。
ただし、体験系イベントについては、体験料に充当してもよい。
 - エ 過度な演出等、社会通念に照らして適当ではないと認められるものを実施しないこと。
 - オ 特定の商品の販売・販売のあっせん、当事業以外の業務への勧誘を行うなど、事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。
 - カ 参加者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。

5 実施計画書の提出

契約締結後、速やかに本委託業務のスケジュール及び実施計画書を作成し、委託者の承認を得ること。

また、業務の実施にあたっては、県と協議のうえ実施すること。

6 業務報告

最終イベントが終了するまでの間、各イベントの開催案・実施結果について、委託者と打ち合わせを行うこと。開催に向けての打ち合わせには、イベントの趣旨及び内容を理解するために参加者の交流をサポートする担当者も参加することとする。

さらに、事業の進捗状況を毎月初めに、今後の計画等については契約後10日以内に、書面作成のうえ、提出すること。

7 成果品の提出

- (1) 実施報告書
 - ア 上記「3 業務の概要」の(1)の各イベントの概要が分かる一覧
 - イ 各イベントの実施内容詳細
 - ウ 各イベントで使用した資料(名簿、座席表、注意事項など)
 - エ 各イベントの男女別応募者数、男女別参加者数、参加者の男女別平均年齢、各イベントのリピーター数

オ 各イベントのアンケート集計結果

カ 上記「3 業務の概要」の(3)、(4)の概要の分かるもの

(実施日時、内容、配信・配布先及び数量等)

(2) 上記(1)のデータが入ったCD-R

(3) 業務の内容ごとの記録写真データを収録したCD-R

8 納入期限等

(1) 納入期限

令和7年3月21日(金)

(2) 納入場所

高知県子ども・福祉政策部 子育て支援課

(高知市丸ノ内1丁目2-20)

9 その他

本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。